

公告 第815号
令和8年3月2日

オムロン健康保険組合
理事長 南 和気
(公印省略)

組合規約一部変更の公告

下記のとおり組合規約の一部変更がありましたので公告します。

記

「子ども・子育て支援金」導入に伴い、支援金に関連するオムロン健康保険組合の規約の一部を
新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

公告期間 令和8年3月2日 ～ 令和8年3月16日

規約例新旧対照表

(令和 8 年 4 月 1 日改正)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第 1 条～第 4 4 条 略</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第 4 5 条</p> <p>一般保険料等額 (うち一般保険料分) 及び調整保険料額の 96 分の 57.15 は事業主、96 分の 38.85 は被保険者において負担する。</p> <p>第 4 5 条の 2 略</p> <p><u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第 4 5 条の 3</u></p> <p><u>子ども・子育て支援金額は、事業主と被保険者が折半して負担する。</u></p> <p>第 4 6 条～第 4 7 条 略</p> | <p>第 1 条～第 4 4 条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第 4 5 条</p> <p>一般保険料額及び調整保険料額の 96 分の 57.15 は事業主、96 分の 38.85 は被保険者において負担する。</p> <p>第 4 5 条の 2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 4 6 条～第 4 7 条 略</p> |
| <p>第 4 8 条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子供子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p><u>(3) 雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 4 9 条 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない</p> <p>附則</p> <p>この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>第 4 8 条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 4 9 条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</p> |